

# 障害者優先調達推進法

(平成25年4月施行)

資料4-1

## 【法律の趣旨】

- 障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要。
- そのためには、障がい者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要。
- この法律は、国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることが定められたもの。

## 【地方公共団体等の責務】

- その区域の障がい者就労施設における障がい者の就労又は在宅就業障がい者の就業の実態に応じて、障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。



## 物品等の調達方針の策定、調達実績の公表

### 障がい者就労施設等

- 障がい福祉サービス事業所（生活介護、就労移行、就労継続支援）
- 障がい者支援施設
- 地域活動支援センター
- 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所
- 在宅就業障がい者等

# 障害者優先調達推進法

## 【本市の調達方針】

年度ごとに障がい者就労施設等への発注件数の目標を定め、全所属へ周知し取り組む

## 【具体的な取組方針】

### ●調達関係

- (1) 発注業務の分割化（分割発注による受注の促進、契約方式を変更しない範囲に限る）
- (2) 少額随意契約の活用（比較見積もりによる随意契約の促進）
- (3) 3号随意契約の活用（少額随意契約の金額を超える案件）

### ●販売促進場所等の提供

区役所庁舎等の空きスペースを物品等の販売の場として提供 ※（別紙1）

## 3号随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する契約）

- ①障がい福祉サービス事業所等から物品を買い入れる契約または役務の提供を受ける契約
- ②シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約
- ③母子・父子福祉団体等から役務の提供を受ける契約
- ④認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設から物品を買い入れる契約※ または役務の提供を受ける契約



※現在、本市においては物品の買い入れに対応する「認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設」は無い。

## 障がい者施設等からの調達状況（大阪市）※ 詳細（別紙2）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5・6年度
所属数	22所属	18所属	20所属	18所属	20所属	20所属	全所属
発注数	90件	88件	74件	66件	72件	71件	100件以上
発注額	156,536,966円	161,191,705円	169,034,914円	147,894,495円	144,242,474円	134,864,629円	—

## 令和4年度 市町村による障害者就労施設等からの物品等の調達実績（厚労省HPより）

市町村	件数 (件)	金額 (円)
札幌市	1,440	357,244,949
仙台市	626	79,273,600
さいたま市	256	178,294,451
千葉市	20	7,808,780
横浜市	1,510	431,096,188
川崎市	144	57,239,424
相模原市	39	3,828,428
新潟市	1,546	279,816,287
静岡市	419	20,442,773
浜松市	644	70,464,009

市町村	件数 (件)	金額 (円)
名古屋市	1,066	516,680,225
京都市	490	382,812,496
大阪市	71	134,864,629
堺市	11	61,538,832
神戸市	158	634,337,554
岡山市	332	77,756,428
広島市	222	110,776,923
北九州市	842	304,269,985
福岡市	1,013	163,116,386
熊本市	239	147,331,187

## 調達内容の例示

所属内で定期的に行われる印刷物の作成はありませんか？

- ・ チラシ、ポスター
- ・ ガイドブック
- ・ パンフレット
- ・ 表彰賞状用紙
- ・ 専用証書用紙
- ・ 専用窓あき封筒



各所属のイベント等での啓発グッズの作成も優先調達をご活用ください

- ・ 広報用ウェットティッシュ
- ・ 広報用の缶バッジ
- ・ 配布用キャラクターシール
- ・ 手帳用のビニールカバー
- ・ ロゴ入りのエコバッグ

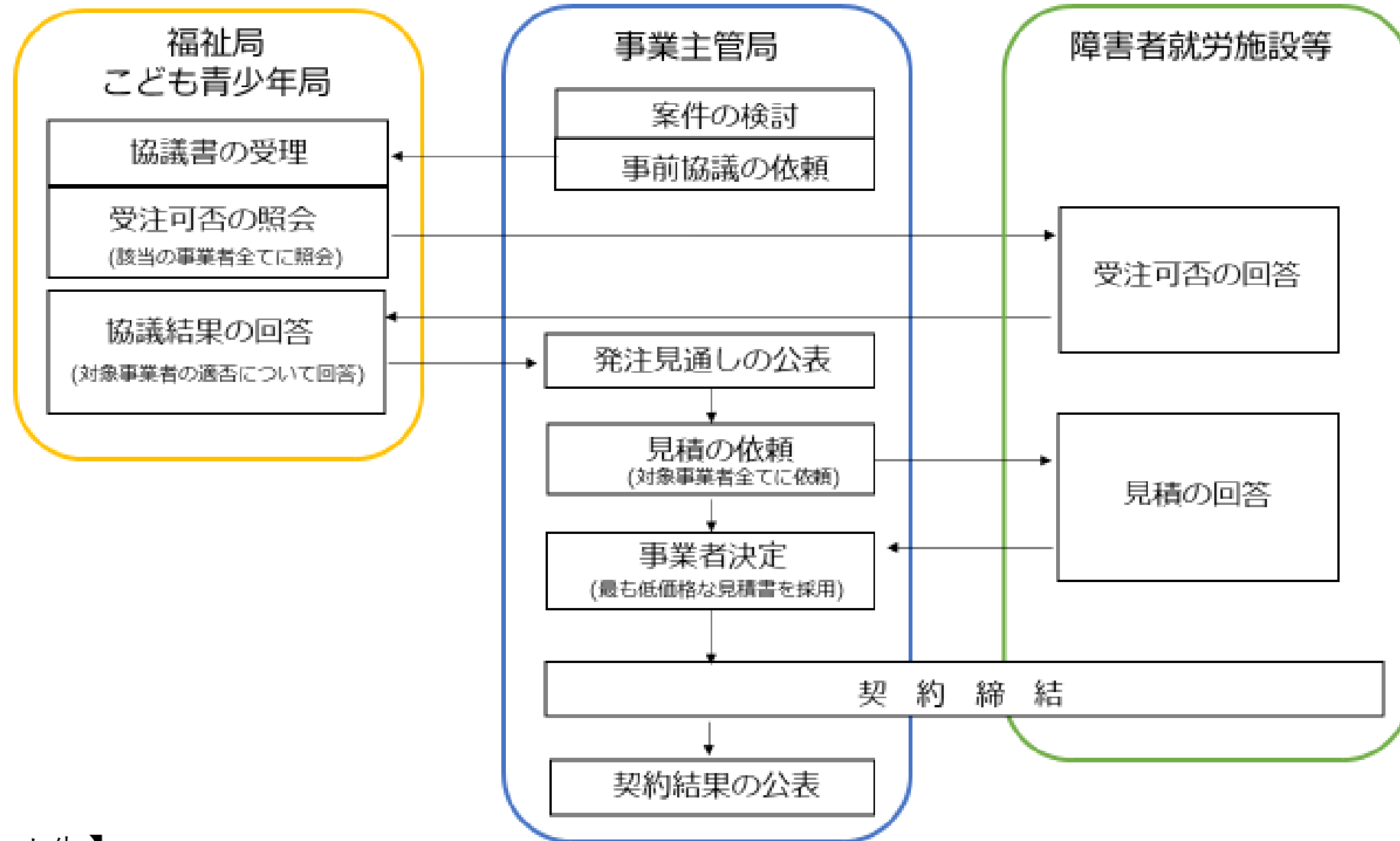


クリーニング、各種調査や作業に関する業務委託の依頼も可能です

- ・ 災害用毛布クリーニング
- ・ 区内の街区表示板取付状況調査業務
- ・ キャッチコピーの集計作業
- ・ 掲示板へのポスター掲出
- ・ チラシの設置



## 【参考】 3号随意契約事務フローチャート



### 【問合せ先】

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

電話：06-6208-7994